

(別紙) 令和5年度社会福祉法人指導監査 個別指摘事項

法人名	実施日	種別	文書による指摘事項		法人による改善報告
社会福祉法人 佐太善友会	令和5年12月14日	本部会計関係	経理規程について	経理規程の注記事項に、「合併及び事業譲渡若しくは事業の譲受け」の項目がないので、追加する必要がある。	改善予定
		本部会計関係	国庫補助金等特別積立金の取崩しについて	国庫補助金等特別積立金の取崩しが不足している資産があった。取崩し不足分につき、追加で取崩しを行うことが望ましい。	改善予定

(別紙) 令和5年度社会福祉法人指導監査 個別指摘事項

法人名	実施日	種別	文書による指摘事項		法人による改善報告
社会福祉法人 守口市社会福祉協議会	令和6年1月16日	本部運営関係	定款の公表について	貴法人のホームページ等にて公表されている定款の内容が直近のものでない。速やかに更新すること。	改善済
		本部運営関係	評議員の会議出席状況について	会議出席状況について、2回連続または3回連続して欠席している評議員が見受けられた。欠席理由を確認したところ明確な理由はなかった。評議員を選任する際は、会議に出席できる者を選任するようにし、名目的・慣例的に選任することのないよう注意すること。	改善予定
		本部運営関係	評議員会の開催について	評議員会の開催については、理事会の決議により定める必要があるが、理事会議事録等を確認したところ、議案に挙げられていなかった。今後は、評議員会の開催について、理事会の決議にて定めること。	改善済
		本部運営関係	監事の会議出席状況について	会議の出席状況について、理事会を2回連続して欠席している監事がいる。監事が理事会において必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の遂行に対する牽制を行う観点から重要であり、今後は、監事が出席できるよう日程調整等を行うこと。	改善済
		本部運営関係	理事会の開催について	各理事及び監事への招集通知について、発出日から理事会開催日まで、1週間の間隔がないものが見受けられた。理事会の招集については、理事会の日の1週間(中7日間)前に通知を発出する必要がある。そのため、次回より招集通知の発出日を理事会開催日から1週間空けるよう注意すること。	改善済
		本部会計関係	補正予算の編成について	経理規程では、「予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、会長は補正予算を作成し、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。」と規定されているが、実際には最終の補正予算が年度終了後の6月の理事会及び評議員会において承認されていた。「予算執行中」という規定を厳密に厳守するのであれば、3月中に理事会及び評議員会の承認を得ることが望ましい。	改善済

(別紙) 令和5年度社会福祉法人指導監査 個別指摘事項

法人名	実施日	種別	文書による指摘事項		法人による改善報告
社会福祉法人 笑壺の会	令和6年1月23日	本部運営関係	評議員会の議事録について	評議員会議事録について、議事録署名人の押印がされていないものがある。定款において、記名押印する旨が規定されていることから、当該規定のとおりとすること。	改善済

(別紙) 令和5年度社会福祉法人指導監査 個別指摘事項

法人名	実施日	種別	文書による指摘事項		法人による改善報告
社会福祉法人 くすのき福祉会	令和6年2月28日			概ね適正	